

令和 6 年 7 月

『中山町における女性職員の活躍及び次世代育成支援に関する特定事業主行動計画』にかかる女性の職業選択に資する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した、中山町における女性職員の活躍及び次世代育成支援に関する特定事業主行動計画にかかる女性の職業選択に資する情報を公表します。

1 女性職員の採用割合（全体及び職種別）

年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全体	採用者数（人）	4	6	4	2	4
	採用者のうち 女性職員数（人）	4	3	2	1	2
	割合（％）	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0
一般行政 職	採用者数（人）	4	6	3	2	4
	採用者のうち 女性職員数（人）	4	3	1	1	2
	割合（％）	100.0	50.0	33.3	50.0	50.0
保育士	採用者数（人）			1		
	採用者のうち 女性職員数（人）			1		
	割合（％）			100.0		
技能労務 職	採用者数（人）					
	採用者のうち 女性職員数（人）					
	割合（％）					

2 継続勤務年数の男女差（全体、職種別及び年代別）

全体及び職種別（令和 6 年 3 月 31 日現在の在職職員）

職種	男性職員	女性職員	男女差異
全職種	17.6 年	12.4 年	－5.2 年
一般行政職	16.7 年	11.6 年	－5.1 年
保育士		13.0 年	
技能労務職	27.5 年		

年代別継続勤務年数男女差 一般行政職（令和6年3月31日現在の在職職員）

		20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～60 歳
職員数	職員数（人）	15	35	23	13
	うち 女性職員（人）	10	15	5	3
	比率（％）	66.7	42.9	21.7	23.1
継続年数	男性職員（年）	2.4	10.4	19.2	31.9
	女性職員（年）	4.7	10.9	18.6	33.7
	男女差異（年）	+2.3	+0.5	-0.6	+1.8

※ 継続勤務年数の男女差異は、女性の方が長い場合をプラス、男性の方が長い場合をマイナスとしています。

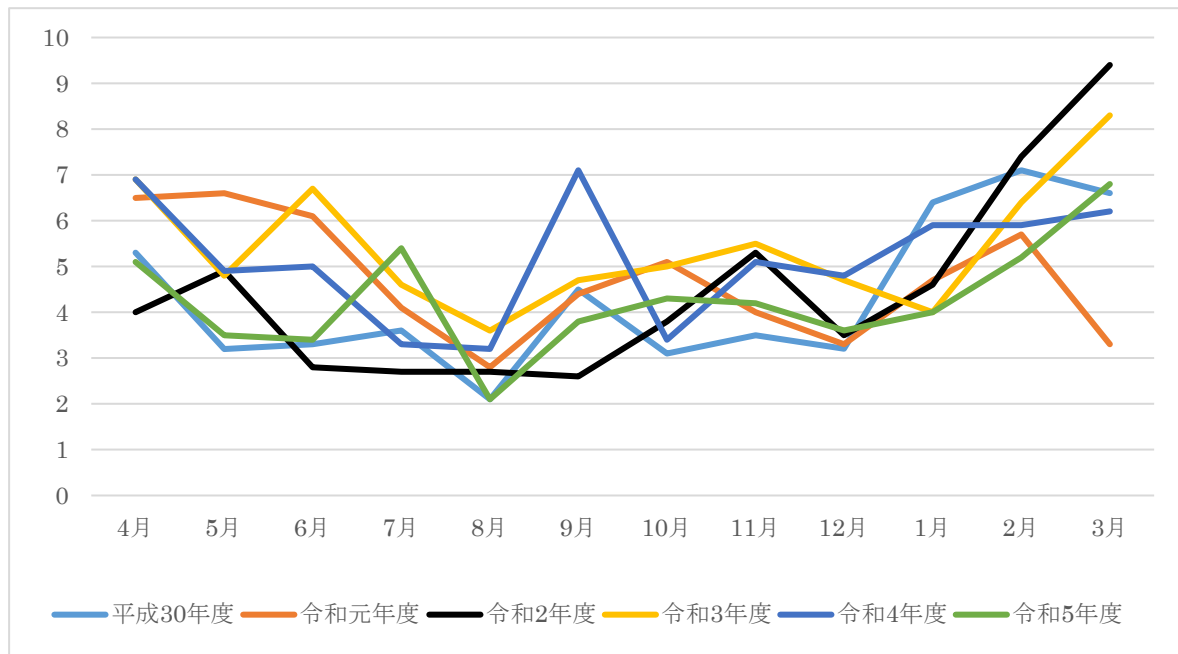
3 各月ごとの職員1人当たり平均超過勤務時間（選挙・災害に係る超過勤務は除く）

・令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
時間	6.9	4.9	5.0	3.3	3.2	7.1	3.4	5.1	4.8	5.9	5.9	6.2	61.7

・令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
時間	5.1	3.5	3.4	5.4	2.1	3.8	4.3	4.2	3.6	4.0	5.2	6.8	51.4



・職員1人当たり年間平均超過勤務時間

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職員1人当たり年間平均超過勤務時間（時間）	52.0	56.9	53.7	65.3	61.7	51.4

4 管理的地位（課長・事務局長級）にある職員に占める女性の割合
（令和6年1月1日現在） 22.2%

4-2 各役職段階に占める女性職員の割合（令和6年1月1日現在）

	統括・所長
人数（人）	12
うち女性職員数（人）	1
割合（%）	8.3

5 男女別の育児休業取得率・平均取得期間（令和2年度～令和5年度に子どもが生まれた職員）

	男性職員	女性職員
育児休業取得対象者数（延べ人数）【①】	7	6
育児休業取得者数（人）【②】	3	6
取得率（%）【②／①×100】	42.9	100.0
平均取得期間	39.7日	466.3日

（※1）育児休業は、3歳未満の子がいる場合に取得できる。

6 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率・平均取得日数
（令和2年度～令和5年度）

○配偶者出産休暇

妻の出産時又は出産のための入退院の付き添い等を行う場合に、妻の入院等の日から出産後2週間を経過する日までの期間内に2日以内の範囲で取得できる。

○育児参加のための休暇

妻の出産予定日の6週間前の日から出産の日以後1年を経過する日までの期間において、生まれてくる子及び小学校就学前の上の子の養育のために5日以内の範囲で取得できる。

・ 取得率

	取得対象者数（延べ人数） 【①】	取得者数（人） 【②】	取得率（%） 【②／①×100】
配偶者出産休暇	8	6	75.0
育児参加のための休暇	8	4	50.0

・ 平均取得日数

	取得日数（日）【③】	平均取得日数（日） 【③／①】
配偶者出産休暇	7.6	0.95
育児参加のための休暇	13	1.63

7 職員の女性割合（％）【各年度 1 月 1 日現在】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全職種	36.5	38.1	38.7	39.6	40.0	39.6
一般行政職	32.2	35.5	36.2	36.7	37.0	36.6
保育士	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
技能労務職	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

8 年次有給休暇 年間平均取得日数・取得率

	令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年	
	平均取得 日数 (日)	取得率 (%)	平均取得 日数 (日)	取得率 (%)	平均取得 日数 (日)	取得率 (%)	平均取得 日数 (日)	取得率 (%)
全職種	9.8	26.0	10.1	26.4	11.5	29.2	11.5	30.6
一般行政職	9.7	26.1	9.9	25.9	9.8	28.6	11.2	29.9
保育士	6.3	15.7	8.6	23.4	9.5	24.6	11.8	29.7
技能労務職	16.0	39	16.0	40.2	18.4	46.2	17.0	43.5

※取得率は、対象職員の合計取得日数を取得可能日数で除して算出。

9 両立支援制度の男女別利用実績

○育児時間・・・職員が生後 1 年に達しない子を育てる場合、1 日 2 回それぞれ 30 分以内（または 1 日 1 回 60 分以内）の時間を育児時間として取得できる。

○子の看護休暇・・・職員が小学校就学前の子を看護する場合、年 5 日以内（ただし、小学校就学前の子が 2 人以上の場合にあっては 10 日）の範囲で取得できる。

○子の健康診査・
予防接種休暇 } ……職員の保護する乳幼児が母子保健法に基づく健康診査又は予防接種
法等に基づく予防接種を受ける場合、子を介助するために必要と認められる時間取得できる。

		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年	
		取得者数	取得延べ日数 (又は時間数)	取得者数	取得延べ日数 (又は時間数)	取得者数	取得延べ日数 (又は時間数)
育児時間	男性職員	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
	女性職員	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
	計	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
子の看護休暇	男性職員	6 人	8.9 日	8 人	27.2 日	8 人	25.6 日
	女性職員	6 人	8.7 日	6 人	19.7 日	6 人	20.1 日
	計	12 人	17.6 日	14 人	46.9 日	14 人	45.7 日
子の健康診査・ 予防接種休暇	男性職員	1 人	3 時間	2 人	17 時間	2 人	18 時間
	女性職員	1 人	3 時間	3 人	23 時間	1 人	7 時間
	計	2 人	6 時間	5 人	40 時間	3 人	25 時間